
環境訴訟と将来の環境利益の 憲法的位置づけ

池田直樹

弁護士・関西学院大学教授

1 問題意識

「このまま続けばどうなるのだろうか」。

喫煙や過剰な糖質摂取など深刻な疾病につながる生活習慣を変えられなくとも、ある程度までは個人の責任問題である。それに対して現代の環境問題は、いわば人間社会の「慢性疾患」である。環境の悪化に対する科学的な警告にもかかわらず、長期的視野に立った有効な対策がなかなか導入できない¹。特に、加害と被害との間に、空間的・時間的な距離がある場合、その傾向は強まる。そもそも「他人事」で「先のこと」と考えがちな事象について社会は危機感を共有しにくいから、対策にも関心が寄せられない。しかし、長期課題の「放置」主義が蔓延すると、事態は確実に悪化し、社会の将来の可能性も奪われていく。そのとき、法律家は「これから起こること」を立証して悪しき社会の「生活習慣」を理性の力で変える法的手段を持ちえているのだろうか。

本稿では、環境訴訟において具体的に争点とされている「被害（被侵害利益）」を「加害から被害に至る空間軸と時間軸」から分析する手法をとる。まずは①環境訴訟を類型的に整理したうえで、②4つの具体例（丸森

1 明日香壽川『グリーン・ニューディール』（岩波書店、2021年）240頁は、①短期的視点しか持たない、②得よりも損を気にする、③不公平に敏感、という人間の本质からすれば、多くの人間は気候変動対策をしない、という。

町事件以外は、筆者は弁護団として関与）で扱われる被害とその救済の構成を分析し、③環境的利益の保護のための今後の法的デザインとして、憲法に遡った体系的な解釈論について問題提起を行うものとする。

2 環境訴訟の保護利益の空間的・時間的整理

(1) 公害差止訴訟

伝統的な典型公害差止訴訟（道路・空港・鉄道・施設など）では、①施設の稼働による騒音・振動・大気汚染などによる生活被害、健康被害などが現に生じていた。そこで②原告は疫学調査などを通じて科学的に施設からの排出と被害との因果関係を立証して、③人格権に基づく救済を求めてきた。

騒音や汚染物質等の到達の程度は施設からの距離に反比例する。そこで、施設から広がる同心円状、あるいは幹線道路からの帯状のエリアにおける深刻な被害が問題の対象とされた。時間的には過去から現在までの原告らの「被害の歴史」が中心にあった。将来の汚染と被害は、現在の延長線上にあった。

つまり既存の公害の差止訴訟においては、特定エリア内の過去から現在の深刻な被害と因果関係の立証に力点が置かれ、それに成功すれば人格権侵害は明確になり、違法性の程度や態様によって差止が認められる場合があった²。

(2) 都市開発や公共事業に関する訴訟

都市開発や公共事業差止訴訟や取消訴訟においては、一定の空間に広がる景観や自然の恵みの過去から現在までの歴史的享受という利益が、事業によって不可逆的に失われることが問題にされてきた。事業による既存利

2 大阪高判昭和50年11月27日判時797号36頁（国に対して午後9時から午前7時までの離着陸の使用の禁止を命じた大阪空港事件高裁判決）、神戸地判平成12年1月31日判時1726号20頁（国道43号線の沿道住民について国と公団に対して浮遊粒子状物質の一定濃度以上の侵害の差止を認めた尼崎公害訴訟）、名古屋地判平成12年11月27日判時1746号3頁（国道23号線の沿道住民1名について国に対して浮遊粒子状物質の一定濃度以上の侵害の差止を認めた名古屋南部大気汚染公害訴訟）など。

益の将来の喪失の立証は難しくない。しかし、そもそも「公共的空間においてこれまで享受してきた利益」の私的権利性や原告適格にハードルがある³。

(3) リスク型環境訴訟～事故リスク型と蓄積リスク型

原子力発電所等の差止や取消訴訟など、施設の安全性を問う訴訟は、リスク型環境訴訟といえることができる⁴。高度の潜在的危険性を有する施設は、行政法規による許認可の対象であることが多く、安全性の審査を経てもなお、事故や未知ないし微量の汚染物質による健康被害といった不確実なリスクが残る。そこで当該リスクの行政判断の合理性を争う抗告訴訟や、人格権侵害の高度の蓋然性や平穩生活権の侵害を根拠として差止訴訟が提起されてきた。

これらの施設の危険性については、大きく分けて「事故による危険」と「施設から排出された（危険）物質への長期曝露による蓄積型の危険⁵」とがある。

原子力発電所のように巨大な潜在的危険性を抱える施設の事故は、空間的にも時間的にも深刻かつ甚大な被害を生み出す。しかし、判例の主流によれば、事故のリスクをゼロにする「絶対的安全性」を確保することは不可能であることを前提に、発電システム上の技術や管理上の問題や災害など外部的要素の介入による事故の発生や被害の拡大の確率を、社会通念上無視しうる程度にまで極小化する体制の構築等が求められる。言い換え

3 東京地判平成14年12月18日判時1829号36頁（国立景観訴訟第一審判決）は景観利益の侵害を根拠として建物の一部の撤去を命じたが、高裁及び最高裁で否定された。広島地判平成21年10月1日判時2060号3頁（瀬の浦公有水面埋立免許差止事件）は景観利益を有する地元住民に原告適格を認め、景観利益が失われると回復困難であることから重大な損害性を肯定し、さらに違法性も認めた貴重な判決である。

4 大塚直教授は、①施設の稼働の結果生ずる環境を通じた影響についての科学的知見が不明確であること、②当該影響がいったん発生すると不可逆又は深刻な損害を発生させる可能性があること、③上記の科学的知見についての証拠が被告に偏在していること、④施設が稼働前であること（④は必須の要素ではない）という特徴を持つ民事差止訴訟を予防的科学訴訟と名付けている。同『環境法ベーシック 第3版』（有斐閣、2021年）483頁。

5 差止事件では一定期間一定濃度での曝露による発がんなどの蓄積型の健康被害の発生が対象とされている場合が多い。中間処理施設からのダイオキシン類の排出の恐れから操業の差止を認めた津地裁上野支決平成11年2月24日判時1706号99頁参照。

ば、高度の安全性を確保するためのリスクマネジメントの設計、体制構築、ならびにその運営のどこかに不備があれば、社会通念上許容できない危険があり、法的には具体的危険があるものと評価される⁶。

その結果、原告は自らの生命・身体に迫る具体的危険の問題として、安全管理上の穴を問題にしていくことになる。「今（又は稼働時、以下同じ）、何百年に一度の規模の地震や津波が生じたなら」といった空間的・時間的に広がる想定事態に対する被害防止対策が、今、ここで有効なのかどうかを問うのである。こうして、空間的・時間的に拡散する事故のリスクは、今、そこにあるリスクマネジメント体制の実効性に統合され、被害についても、今、ここでの事故からの被害の可能性に代表される。

それに対して、水や大気や土壌などの長期汚染や温室効果ガスの排出による気候変動の激化など「蓄積型」の事案では、事業活動からの排出物質が、曝露集団の生活環境に到達し、そこでの長期曝露や蓄積を通して曝露集団の構成員に健康被害等をもたらす可能性を高めていく。

有害物質の場合、排出源からの距離と曝露集団のリスクとは反比例するが、CO₂の場合、排出源からの距離に意味は失われる。いずれもより重要なのは時間的なリスクの増大である。曝露物質の蓄積ないし曝露期間が長くなることで、具体的な被害発生リスクが高まる。また、重大なあるいは不可逆的な損害発生の可能性（それが不確実であっても）が問題となるのである。

進行中の蓄積型事案において、特定の個人の被害の切迫性を立証することは通常容易ではない。曝露集団の発症リスクを疫学的に数値化できる可能性はあるが、長期微量曝露の場合において、相対危険度が法的に発症の蓋然性を表すとされる4～5以上に至ることは少ない⁷。そのため曝露集団の相対危険度が1を有意に上回っていたとしても、その構成員に被害が発

6 相対的安全性を説く名古屋高裁金沢支判平成21年3月18日判時2045号3頁が代表例。

なお、放射性物質の危険から守られるべき「根源的な権利」として人格権を憲法上の価値と結びつけ、万が一でも具体的危険性を生じない万全の措置が要請されるとして、万が一の危険性の立証により具体的危険性を肯定する福井地判平成26年5月21日判時2228号72頁も絶対的安全性を前提としているのではないだろう。

7 新美育文「疫学的手法による因果関係の証明」下」ジュリスト871号90頁は相対危険度5（原因確率80%）をもって法的蓋然性を肯定する。

生する高度の蓋然性は証明できない。ここでの被害の特性は、確率（集団内の誰かに曝露がないときに比べてより高い確率で被害が出ること）であり、曝露集団のメンバーに共通するリスク（集団的リスク）に留まり、個別主体に顕在化する被害の立証に至らないことなのである。そこで、そのような命や身体につながる不合理なリスクに曝されないことによる精神的平穏を保護法益ととらえる「平穏生活権」が主張されることになる⁸。

ただし気候変動の場合、すでに各地での異常気象に人為的な CO2 排出が寄与しており、確率的とはいえ誰かに被害が顕在化するものであり、かつその被害の頻度と程度が年々上昇していくことが科学的に予測されている⁹。しかも、パリ協定やグラスゴー気候合意のもとで、2030 年、2050 年、21 世紀末など温度上昇を食い止める目標値の年限が設定され、未来の時点で存在する集団の保護のための現時点での対策が求められている。

こうして気候変動訴訟では、近未来の世代の「CO2 排出に係る被害を受けない利益」（後世代ほどより深刻な侵害を受けることが予測されている）が考慮対象として提示される。その場合、果たして原告の個別の権利侵害の問題なのか、別途法的意味を持つのか、あるいは単なるスローガンなのかが課題となる。

（4）放射性廃棄物訴訟～超長期の持続可能性を問う訴訟

最後に、一部の原発訴訟や六ヶ所再処理工場の差止訴訟において、放射性廃棄物や使用済燃料の大量蓄積そのものが原告らの「命をつなぐ権利」を侵害するとして請求原因の 1 つとされていることに触れておきたい¹⁰。

ここでは、1 万年から 10 万年の地層処分を要するとされる高レベル放射性廃棄物（およびそれを生み出す使用済燃料）を原発や再処理工場で日々生み出すことが原告らの幸福追求権を基礎とした精神的人格権を侵害するとされている。法的な保護利益は、原告らの幸福追求という精神的な

8 大塚直「予防的科学訴訟と要件事実」伊藤滋夫編『環境法の要件事実』（日本評論社、2009 年）149 頁は、平穏生活権を「人為的な不可逆または深刻な侵害に対する不合理なリスクを受けることなく生活する権利」と表現している。

9 IPCC 第 6 次評価報告書「自然科学的根拠（第 1 作業部会）」など。

10 大津地裁平成 25 年（ワ）第 696 号原発運転差止め請求事件原告準備書面（34）、令和 2 年（ワ）第 6225 号等六ヶ所再処理工場運転差止め請求事件原告準備書面（3）など。

人格的利益であるが、実質的な違法性の根拠は、超長期に及ぶ将来世代に対する配慮の欠如によるリスクとコストの押し付けによる著しい世代間不均衡、つまり事業における持続可能性の欠如にある¹¹。

3 丸森町事件～汚染リスクによる生活利益の喪失

丸森町事件¹²は、建設中の安定型処分場の操業による下流域住民の将来の被害予測が争点になった仮処分事件で、同決定は2つの点で新たな判断を示した。

第1に、住民の飲用・生活用水が廃棄物処分場から流出する水によって汚染されるという予測について、債権者住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者は高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、その立証がない場合には侵害発生の高度の蓋然性が認められるとして、廃棄物処分場から住民の生活領域への汚染物質の到達についての科学的予測に関する住民側の立証負担を軽減したことである。

第2に、住民らの健康を直接の被侵害利益とせず、人格権としての平穩生活権の一環としての「適切な質量の飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利」を被保全権利としたことである。

現状としての飲用・生活用水の享受⇒廃棄物の層を通過した水の地下水への混入の推定（立証負担の軽減）⇒一般通常人として安心してその水を利用することはできなくなる（＝平穩生活権の侵害）という構成により、汚染水による健康被害発生の蓋然性の立証の困難性は回避される。今、発生していない健康被害の身近な将来での発生の立証よりも、今享受している生活利益の身近な将来での喪失の立証の方が容易であることは明らかである。

裁判所は、廃棄物処分場から住民らの居住地への汚染水の到達の事実

11 持続可能な発展については、①生態系の保全など自然のキャパシティ内での自然の利用、環境の利用、②世代間の衡平、③南北間の衡平や世界的に見た公正を主な内容とすると考えられるが（大塚・前掲注4・32頁）、放射性廃棄物を巡っては②を特に問題とする。

12 仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁、須加憲子・環境法判例百選（第3版）86頁

については、専門家意見に依拠して、空間的・時間的な推認を行った。他方で、平穏生活権を被保全権利とすることで、近未来においてその侵害が生じること（誰しもそのような水は飲みたくないであろうということ）を常識論で判断した¹³。

本決定は、「実質的には因果関係の帰着点を前倒しにする機能を果たしている」と評価されている¹⁴。ただし、本件は、次に検討する事案と比較したとき、山間部における短期間での地下水の移動といった空間的・時間的な拡散の程度が比較的限定された事案であった。

4 気候変動行政訴訟での将来の環境利益の考慮の実情

(1) 事案の概要と争点

神戸石炭火力発電所環境影響評価書確定通知取消請求事件では、神戸市灘区に神戸製鋼所が建設した大型石炭火力発電所において、事業者が作成した環境影響評価書に対する経済産業大臣の「適正環境配慮審査」（電気事業法 46 条の 17）が、果たして本当に「適正」であったのかが争われている¹⁵。環境影響評価手続は、事業による空間的・時間的な環境影響を調査、予測、評価する手続であり、事業者、大臣および裁判所の環境利益に対する判断は本稿のテーマに直結する。

同事件の原告は、①原告適格を前提としたうえで、②燃料種の比較（たとえば石炭と天然ガス）など実質的に意味がある代替案の検討を計画段階

13 もっとも、大塚直教授は、『生命・健康侵害に対する「科学的に不適切とは言えない程度の不安・恐怖感」がある場合に限定されるべき』であるとし、リスクの鑑定等による分析が必要だとする（前掲注 4・486 頁以下）。

14 大塚・前掲注 4・486 頁

15 出力 65 万 kW2 機で CO2 の排出量は年間 692 万トン。石炭火力発電所の設置は行政許可の対象ではなく、電気事業法 46 条の 2 以下により環境影響評価手続が定められ（環境影響評価法の特則たる位置づけ）、事業者が届け出た環境影響評価書に対して同 46 条の 17 による変更命令がない場合、経済産業大臣から確定通知が送付され、そのことによって事業者は初めて工事計画の届出を行うことができる（同 48 条 4 項、47 条 3 項 3 号）。そのため確定通知を行政処分とみて取消訴訟を提起したものである。各論点については、島村健他「日本における気候訴訟の法的論点—神戸石炭火力訴訟を例として—」神戸法学雑誌 71 巻 2 号 1 頁（2021 年）以下。

配慮書で行っていないこと、③PM2.5による将来の大気汚染の調査、予測、評価がなされていないこと、④石炭火力発電所が排出するCO₂の調査、予測、評価が不十分であることをあげ、このような重大な瑕疵のある環境影響評価書について適正に環境に配慮しているものと判断した大臣の判断には、裁量権の逸脱・濫用があると主張している。

(2) PM2.5とCO₂の影響の調査、予測、評価の欠如

まず③については、事業者の環境影響評価書においては、PM2.5ではなく、地域の浮遊粒子状物質（SPM）について実測調査がなされ、将来の稼働状況も勘案したうえでの大気汚染物質の近隣への到達シミュレーションが行われた。その結果、いずれも現状に対する汚染の追加的寄与の程度は小さく、環境基準の年平均相当値に収まっていた。そこで事業者は、集塵装置等の設置もあって、環境保全対策が十分になされているものと評価し、経済産業大臣もそれを追認した。

④については、そもそも発電所アセス省令は、大気質と異なり、温室効果ガスについては、稼働時の排出量のみを予測、評価の対象とする。長期大量排出に伴う環境影響等の予測、評価を要求していない。また、排出量の削減対策を具体的に比較検討して、事業の環境への影響を評価することも求められていない。

この仕組みには東日本大震災後の原発の停止を受けて、火力発電所の建設や操業を容易にするために、2013年に関係省庁間で合意され、パリ協定締結後の2016年に改定された「局長級会議とりまとめ」が大きく影響している。このもとでは、①利用可能な最良の技術（BAT）を用いた高効率の石炭火力発電設備を採用し、かつ②電力事業者の排出削減の自主的取組に参加していれば、パリ協定との整合性はあるものとみなされる。つまり、発電効率がよい石炭火力発電設備であれば、排出量に関わらず（最新技術を使っても発電単位あたりの排出量が天然ガスの2倍であっても）「環境に配慮」したものとされる。事業者は、2050年目標との関係でも、対策の「検討」さえ進めていけばよく、具体的な対策無くして国の目標・計画との整合性は確保されていると評価できるのである。

注意すべきは、事業者や審査にあたる経済産業大臣は、施設が稼働を続

ける 30 年以上にわたる時間的な「累積的影響」を厳密に評価しないことである。例えば、事業者の SPM の到達シミュレーションでは、到達地点での寄与濃度が小さく、かつ予測濃度が環境基準内に収まっているとして、それ以上に排出に伴う追加的濃度に曝露する集団への長期の健康影響は予測、評価されない。

CO₂についても、操業時における年間排出量の予測値が、BAT 設備でない施設の建設よりも「削減されている」という当然の事実をもって、環境に配慮していることとなる。数十年にわたる排出の総量が地球の大気環境に与える影響について予測、評価をする必要はない。いわば将来の環境への影響が「操業開始時点での影響」で代表され、その後の事業継続による累積的影響は捨象されている。

それに対して、(SPM より径の小さな) PM_{2.5} の健康影響については、現在の医学では曝露に対する閾値が無いとされていることから、原告は、追加的な濃度分の累積的な健康影響について、疫学的知見と組み合わせて、30 年間の過剰死亡数を算定した専門家レポートを提出した。

また CO₂についても、パリ協定の目標値を達成するために人類が排出できる残余の CO₂ の総量が想定でき (カーボン・バジェット)、本件施設とはほぼ同時期に計画され操業が予定されている石炭火力発電所を合わせた日本国内での排出総量は、日本の当時の 2030 年目標や 2050 年目標と整合しないことが明らかであると主張していた。つまり、将来の環境への影響の予測は、単独施設であっても時間的な累積を考慮すべきであり、しかも同時多発的に同種の大量排出施設が経済産業大臣の管轄下で建設・操業されるとき、少なくとも大臣は、それらの同時排出の空間的総量×時間による累積を見据えて、将来の数値目標との整合性を検証すべきだと主張していた。

(3) PM_{2.5} についての裁判所の実体判断

大阪高判令和 4 年 4 月 26 日¹⁶ は一審同様、① PM_{2.5} をはじめとする大

16 裁判所ウェブサイト。一審は大阪地判令和 3 年 3 月 15 日判タ 1492 号 147 頁、一審評釈は鳥村健・民事判例 (日本評論社) 23 号 118 頁。なお、令和 5 年 3 月 9 日最高裁第 1 小法廷は上告を棄却するとともに上告受理申立に対して不受理決定を下し、本件は確定した。

気汚染に関して原告適格は認めたが、CO₂についての原告適格を否定した。また、PM_{2.5}で認められた原告適格に基づき CO₂に関する本案主張を行うことはできないとして、行政事件訴訟法 10 条に基づく主張制限を行った。③の PM_{2.5}の予測・評価の欠落については、確定通知がなされた平成 30 年 5 月当時、PM_{2.5}を環境影響評価に導入すべきであることが国際的・社会的に一般的に求められていたとまで認めることはできないとして、アセスの瑕疵、ひいては経済産業大臣の裁量権の逸脱・濫用を否定した。

ただし、同判決は控訴人らの主張・立証の一部を取り入れ、英米で PM_{2.5}の大気中での二次生成も含めた環境影響評価がすでに取り入れられており、日本においても地方自治体における実績があること、さらに PM_{2.5}の拡散予測を行った原告側の専門機関 CREA の調査があることを引用して、PM_{2.5}の予測・評価は、確定通知がされた平成 30 年 5 月当時、一定の精度をもって行うことは可能であったと述べた。つまり、PM_{2.5}の拡散空間内での二次生成、その時間的な累積的健康影響という重要な環境関連情報の獲得可能性については触れているのである。

にもかかわらず、日本を代表する大企業に PM_{2.5}の拡散や二次生成の予測（先進国ですでに実績のある標準的なモデル）を行う義務ではなく、ましてその累積的健康影響の予測・評価をする必要性はないと司法もお墨付きを与えてしまった。

究極の問題は、環境影響評価において何が「適正な」環境への配慮といえるかの判断基準が行政のさじ加減一つで決まり、司法は厳格にチェックをしない点にある。自己に不利益となりうる環境情報を収集しない事業者と、それを良しとする事業推進官庁、さらに行政の裁量の問題としてそのもたれあいを野放しにする司法のあり方が、環境を守れない環境影響評価制度を支えている¹⁷。

(4) CO₂についての裁判所の実体判断（傍論）

一審大阪地判は CO₂について原告適格を否定しつつも、「審理の経過に

17 (2) (3) につき拙稿・前掲注 15・25 頁以下参照

鑑み」傍論において実体判断も示していた。

大阪地判は、パリ協定との整合性が問われる「局長級会議とりまとめ」について、改定時の平成 28 年の時点で総合的なエネルギー政策という性質を考慮して、一概に不合理であったとはいえないとした。次に、確定通知時（平成 30 年）においても合理性を失ったものとまでいうことはできないとした。当時、石炭火力発電所の新設・増設計画が多数存在し、2030 年度の削減目標に照らして、石炭火力発電所からの CO2 排出量が大幅に超過する可能性に対する強い懸念が環境省から示されていた。しかし、大阪地裁は、超過可能性自体が当時の仮定に基づくものとし、環境省が石炭火力発電所の新設・増設を一切すべきではないとはしていないこと等をあげて、「局長級会議とりまとめ」を不合理ではないとした。さらに、パリ協定との整合性については、不合理とはいえない「局長級会議とりまとめ」に沿って、所要の検討を継続的に行うことを事業者が表明しているから整合性はあり、経済産業大臣の判断には裁量権の逸脱・濫用はないとしている。

もとより「局長級会議とりまとめ」は、総合的なエネルギー政策のもとでの経済と環境との調整を行った政策文書である。問題は、裁判所もまた「経済と環境との調整の必要性」を所与の前提として、「エネルギー・環境政策の合理性」という問題設定のもと、極めて緩やかな基準で司法判断を行っている点にある。そこでは、深刻な人権侵害の防止という国際的に合意されている「削減目標」に対して、判断当時、排出抑制への「配慮基準」として「局長級会議とりまとめ」が合理的だったのか、そして「環境影響評価手続」が本来の目的に照らして必要な質の環境情報を十分に集約したうえで合理的に行われているかを厳格に問う判断枠組みは設定されていない。

裁判官はもともと行政判断への介入を極力回避する傾向が強い。加えて、一審裁判官は、大量の石炭火力発電所から排出される CO2 の「空間的」集積とその「時間的」集積による長期的な環境影響の深刻性という危機認識に関しては、原告適格の判断の箇所において「地球温暖化の影響は大きいと推察される」（傍点は筆者）という程度の認識のレベルにとどまった。この認識に基づいて、各時点で政策判断者が直面していた短期、中

期的な経済的課題をあげていけば、裁判官として行政の政策判断を「不合理とは言えない」と正当化することになるのは、必然といえよう¹⁸。

(5) 原告適格についての判断

一審判決は、確定通知という処分の根拠法である電気事業法は、対象事業区域周地域に居住する住民に対し、大気汚染による健康または生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護するものと解されるとして、この点では原告適格を肯定した。しかし、CO₂の排出に関しては、それに起因する「地球温暖化によって健康等に係る被害を受けるのが対象実施事業区域の周辺地域に居住する住民に限られるとか、その被害の程度が、居住地が対象事業実施区域に接近するにつれて増大するなどとは考えられない。すなわち、上記被害を受けないという利益は不特定多数の者が等しく享受するものであり、特定の個人において他から区別される程度に個別的にこれを享受しているとはいえないのであって（中略）、上記利益（二酸化炭素の排出に起因する地球温暖化によって健康等に係る被害を受けないという利益）は、一般的公益に属する利益として政策全体の中で追求されるべきもの」として原告適格を否定した¹⁹。

控訴審は、「もはや地球温暖化対策は国境を越えて人類の喫緊の課題であることは疑いない。」として一審よりは気候変動に対する危機感を深めている。しかし、処分の関連法令である環境基本法や環境影響評価法、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）などを総合的に検討して、「文言解釈からすると、それぞれの個人がCO₂排出に係る被害を受けないことについては、地球温暖化に係る環境の保全に関する施策等を通じて、地球環境の保全を実現することを企図したものとされていて、個人の利益として一義的に保障しているものとは解し難い。」とした。さらに、実質的にみても、CO₂は控訴人らに間接的な被害を及ぼすおそれがあるものであり、一事業者の寄与はほんのわずかであり、間接的被害を受ける個人

18 (4) 全体につき浅岡美恵・前掲注15・41頁以下参照

19 (5) につき杉田峻介・前掲注15・14頁以下参照。なお、東京地判令和5年1月27日（横須賀石炭火力発電所環境評価書確定通知取消請求事件）もCO₂に関して原告適格を否定した。

との因果関係は希薄であるうえ、国際的にも CO₂ 削減の実現をどのように進めるかは一義的に決まるものではない、と述べた。その結果、「各法規を合目的的に解釈しても、CO₂ 排出による被害を受けない利益を法的保護に値する個人の利益と解すべき社会基盤が確立しているとまではいい難い。」「CO₂ 排出に係る被害を受けない利益が重要であって、それが人類にとって、喫緊の政策課題であることは論を待たないものの、我が国の現段階の社会情勢を踏まえると、一般的公益的利益として政策全体の中で追求されるべきものと解するほかなく、各人の個人的利益として保障されているとまでは解されない。」として原告適格を否定した。

まず、一審判決の理由付けにおける「空間モデル」が注目される。一番は、有害物質の空間的拡散モデルに従い、距離に比例した被害の濃淡こそが被害の個別性を裏付けるのであり、誰もが被害を均等に受ける CO₂ の場合は公益問題になるとの認識を示している。

控訴審判決は、空間的な排出の累積と個別の排出の個々人への（わずかな）寄与という地球規模での空間軸を提示しているが、空間軸の巨大化は「CO₂ 排出に係る被害を受けない利益」の公益化と個別的利益の吸収につながっている。

しかし、気候変動における「空間軸」はその巨大性ではなく、地球の大気環境の「有限性」に置きなおして考えなければならない。有害ガスの大気中拡散と異なり、CO₂ は着実に大気中に蓄積し、温室効果につながるのである。そこでは、1.5℃ないし 2℃の気温上昇に抑制するための残余の温室効果ガスの排出量＝カーボン・バジェットが科学に基づき推計されており、そこからパリ協定等の国際的取り決めの目標が導かれている。こうしてもはや科学的に「有限化された大気空間」に対する大量排出は、個々の排出の影響は部分的であったとしても、着実にカーボン・バジェットを消費するとともに、他の大量排出と共同して世界全体に重大な影響を与えるのである。そして、その影響はそのような世界に生きるすべての「個人」に影響する。誰もどこに逃げることもできないからである。

また両判決には、時間軸から見たとき決定的な問題がある。まず、一審判決には、気候変動への長期的影響への危機感がほとんど見られなかった。前述した「空間軸」に基づく被害の濃淡が個別的利益性の判断軸にな

るとしながら、若い世代、将来の世代ほどより深刻な被害を受けるという「時間軸」による被害の濃淡には全く考えが至っていない。

それに比して、控訴審判決にはその認識の深化が認められる。しかし、原告適格を否定した理由の末尾における「なお、この判断は、現時点の社会情勢を前提としたものであって、今後の内外の社会情勢の変化によって、CO₂排出に係る被害を受けない利益の内容が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない。」との付言については、将来の法的理論発展の可能性への含みを残しつつ、他方で、「CO₂排出に係る被害を受けない利益」がいまだ日本では人権として認識されていないことを明示するものである。

しかし、気候変動問題を時間軸から見たとき、中長期的に着実に悪化していく問題であるとともに、すでに被害が顕在化しており、2030年までに抜本的対策を進めなければその悪化を食い止めることが不可能になるという意味で、時間的に差し迫った問題なのである。

有限の大気空間という空間認識と、残余カーボン・バジェットの逼迫という時間認識。気候変動の科学はそれらを十分に根拠づけているにもかかわらず、また、環境影響の空間的・時間的な予測、評価が正面から問題になる環境影響評価手続の適正さが争われている手続であるにもかかわらず、司法は「適正」さの中身を詰めようとせず、政策に道を譲っている。

5 気候変動民事差止訴訟の争点と将来の環境利益

(1) 事案の概要

神戸製鋼石炭火力発電所操業差止民事訴訟は、新設火力発電所周辺に居住する住民が、大型石炭火力発電所から排出されるPM2.5とCO₂によって生命・健康を脅かされるとして、神戸製鋼所とその子会社等に対して、その操業停止と予備的に2040年までのCO₂の排出の段階的削減などを求める訴訟である²⁰。

20 拙稿「神戸製鋼石炭火力発電所差止民事訴訟と行政訴訟—私人はCO₂排出を止められるか？」環境法政策学会誌23号（2020年）171頁。なお、被告には電気を原則として全量購入する関西電力も加えている。神戸地裁令和5年3月20日判決は原告らの請求を棄却した。

(2) 気候変動をめぐる要保護利益の権利性

原告は人格権ないし平穏生活権に基づく差止を請求しているが、被告らは、地球温暖化という事象は地球全体に及び、原告ら特定の個人のみならず全人類に影響が及ぶため、他の全体（全人類）から区別されて特定の個人のみに帰属する私法上の保護利益（気候変動によって生じる災害等から生命、健康が守られる利益や気候変動の悪化にさらされないで平穏な生活を送る利益など）を観念できないと反論している。行政訴訟における個別利益の公益への吸収は、民事訴訟においても「皆の被害は誰の被害でもない論」として展開されている。かかる反論は世界の気候変動訴訟にもみられるもので、“Injury to all, Injury to none defense”（皆の被害は誰の被害でもないという抗弁）と呼ばれている²¹。

このように、民事訴訟においてすら被害の空間的・時間的な拡散が個別原告の権利性の否定に結びつけられているため、原告はその被害を空間的・時間的に集積・統合したうえで全体的被害と個別的権利とを連結する大きな課題を負っている。

(3) 個別排出と個別被害の因果関係について

個別排出源の差止訴訟においては、施設の個別排出と差止を求める原告個人の個別被害との因果関係の立証が求められる。総体としての人為的排出による温室効果の因果関係は肯定するとしても、個別の排出に限れば特定の個人への影響は無視できて、因果関係はないという反論は、世界共通であり、一般に「Drop in the Ocean」（大海の一滴）の抗弁と呼ばれている²²。

まず、事実的因果関係については、人為的に排出される CO₂ が大気中の CO₂ 濃度を高め、地球からの放射熱の宇宙への拡散が弱まって蓄熱効果が生じ、温暖化が進むという科学的メカニズムはすでに確立されており、IPCC の第 6 次評価報告書においても「すべての排出が問題」であることが指摘されている。単独でも世界のエネルギー起源 CO₂ の 5000 分の

21 行政訴訟の上告にあたり最高裁に提出した Climate Litigation Network (the Urgenda Foundation) 「Standing in Global Litigation」3 頁

22 CLN・前掲注 21・5 頁

1 に及ぶような大量排出の 30 年に及ぶ継続は、気候変動の追加的悪化に必ず寄与するから、事実的因果関係がある。自分が排出しても他の排出源が排出削減すれば CO2 濃度は増悪しないとか、逆に自分が排出しなくても他の排出源が排出を増大させれば CO2 は増悪するという「あれ無ければこれなし」の論理操作による因果関係の否定論は、信義則上許されるべきではないだろう²³。

次に、大阪高裁判決が因果関係の「間接性」と寄与の小ささを問題にしているように、個別の排出責任を問うだけの相当因果関係が認められるか、が問われる。

「相当性」の判断は帰責を正当化できるかという法的な価値判断である。個別排出源の個別被害への寄与は「相対的」に限定されるが、その集積としての曝露集団たる人類への被害は「総体的」には深刻で不可逆となる。民法 719 条には、個別被害者に対して集団的な「加害（危険）」行為が集積・競合しているが個々の行為と結果との因果関係が不明な場合に、関連共同行為と被害との間の因果関係を推定している。気候変動の文脈では、共同不法行為論は、類型的に社会的関連性を肯定しうる大量排出者（たとえば石炭火力発電所事業者）の排出行為を統合的に評価することに応用できる²⁴。

しかし、「相当性」の規範的判断については加害行為の「性質」の評価がより重要である。集団に対する排出・曝露という加害行為によって、集団内の被害が現実化するリスクを高めた場合、潜在的な被害集団のメンバー（誰かが被害者になりうるが、誰になるかは確率的でわからない）が、被害集団を代表して加害行為の差止をはかる、いわば「確率的被害の統合」が、実体法・手続法の両面から再検討されなければならないのである²⁵。

23 大塚直「気候訴訟に関する覚書」中村民雄編『持続可能な世界への法—Law and Sustainability の推進—』（成文堂、2020 年）155 頁は、事実的因果関係の立証について、立証負担の軽減（相当程度の立証による事実上の推定）の枠組みが使えるかどうかを問題提起している。

24 和田重太・前掲注 15・74 頁以下参照

(4) 因果関係のエンドポイントと権利侵害の切迫性

もう1つの問題は、因果関係のエンドポイントを伝統的な人格権の保護法益である個人の「生命・健康」とするのか、「生活の平穏」という平穏生活権の保護法益とするのか、である。

個別の排出源から出たCO₂は空間的には拡散し、長期にわたる時間軸の中で、いつどこで誰にどのように顕在化するかは「不確実」と言わざるを得ない。しかし、問題の本質は、個々の原告がいつどこで生命・健康に関わる被害に遭うかという具体的な未来事象の予測の精度を高めることではない。これは原発をめぐる因果関係の立証と共通する。

個別的排出の結果として、災害の頻度や巨大化の確率が年々上昇し、住民が気候変動からの熱中症や大雨・干ばつなどからの被害に遭う確率も年々上昇しており、今後さらに高まることは科学的に予測されている²⁵。その状況のもと、国際社会の許容できる限度として、パリ協定、ひいてはグラスゴー気候合意において、2℃と1.5℃が国際的な目標として設定された。その目標を達成するための気候変動の悪化の上限としてのCO₂濃度の上限を定め、その濃度でCO₂濃度が安定するための累積排出量の上限を定めたのがカーボン・バジェットの考え方である。つまり、1.5℃目標は、気候変動の悪化の上限のもとで世界の住民に対して生じうる気候災害の発生確率ないし気候災害の程度の上限を定めていることになる。逆にいえば、1.5℃を超えるレベルでの気候変動とそこで生じる気候災害に遭遇する確率を超過するリスクは、国際社会において許容されていないことを意味する。これが今日の国際社会の通念であり、我が国も肯定せざるを

25 拙稿・前掲注20・175頁においては、1000の弾倉を持つ殺傷力の強い銃に1発だけ弾丸が詰められており、犯罪者が1000人を順次標的として引き金を引くという事例を思考実験として挙げた。個別的には被弾確率は1000分の1だから「被弾の高度の蓋然性」としての具体的危険はないことになってしまいかねない。では1000人全員がこのうちの誰かが殺されると主張して共同で訴訟をしても差止は認められないのか。そう考えると「各自が有する1000分の1の不合理なリスク」をもって差止が認められる必要性が肯定できる。そこでの立証課題は、①集団的なリスクの存在、②原告がその集団に属すること、③そのリスクが社会通念上許容できない不合理なものであることである。この点に関して、淡路剛久「差止法理と被害」自由と正義34巻4号18頁（1983年）が早くも被害の「地域的立証」による置き換えを提唱していた。

26 IPCC第6次評価報告書

得ない国際的コンセンサスである。

そうすると原発事故の場合と同様に、因果関係の終点を個々の生命・健康に置きつつも、行為が招くリスクが社会通念上の許容されるレベルを超える場合には、個別被害発生の高度の蓋然性を問題にする必要はないと考えるべきである。つまり、対策のない大量排出が、国際社会が目指す削減目標との関係で許容できないレベルでの危険をもたらす行為にあたるかどうかをもって、生命・健康への具体的危険を判断すべきである。

ここでは、個別排出の寄与によって地球の大気環境が漸進的かつ着実に悪化し、不可逆的な事態の進展の可能性を高めるという被害の時間的展開の特徴に対応した法的評価がなされる必要がある。慢性疾患の発症・悪化へと徐々に体内の状況が進行しているとき、症状の具体的かつ深刻な悪化を待って初めて治療を行うのは不合理である。オランダ最高裁 Urgenda 判決²⁷ が、ヨーロッパ人権条約 2 条の生命に関する権利と 8 条の個人の生活や家庭生活に関する権利に関する判例法上の適用要件である「人々の生命ないし幸福に対する現実かつ切迫した危険」の解釈について、「適切な措置を講ずる義務は人口の大部分や全体をも脅かす環境の危機 (hazard) をもたらす場合には、それが長い時間をかけて現実化するに過ぎないものであっても適用される。」と判示していることが参照されるべきである。

他方で、原告らは気候変動の悪化の影響を受けない平穏な生活と精神的利益としての平穏性（リスクからの自由）が侵害されているとも主張している。安定気候享受権の侵害に対しては、現在および将来にわたる侵害の継続によって差止が認められるのであり、侵害の切迫性や具体的危険を論じる必要性はない²⁸。

27 オランダ最高裁 2019 年 12 月 20 日、ECLI: NL: HR: 2019: 2007、島村健「SDGs と気候訴訟」ジュリスト 1566 号 49 頁

28 吉村良一『政策形成訴訟における理論と実務—福島原発事故賠償訴訟・アスベスト訴訟を中心に』（日本評論社、2021 年）496 頁は、「身体的被害の『確率的な危険の発生』は（どの程度の確率が必要かは議論になるが）それ自体、原告の『身体権に接続した平穏生活権』ないし『健康を害されずに平穏に暮らす権利』の侵害として、それを防止するための差止請求権の発生根拠となりうる」と見るべき」とする。

(5) 受忍限度論

仮に相当因果関係を肯定したとしても、個別排出の個別被害（生命・身体への許容できない危険性）への寄与は微小であるし、平穏生活権の保護法益が平穏性という精神的人格利益であることからすると、個別の排出行為の違法性の判断において受忍限度論（諸要素の比較衡量）を完全に避けること困難であろう²⁹。

そこで、原告らは「気候公序論」を展開している。国際的合意のもとでの2050年目標や2030年目標は、各国家の国際公約に留まらず、その社会における人類社会の継続に向けての重要な人権保護の指標であり、私法の世界においても民法90条を介して「気候公序」を形成しつつある。それは「暴行行為」等と同じように、一義的に定まる基準ではないものの、受忍限度の総合的判断を行う際の重要な要素となる。

本件では、被侵害利益は生命・健康などの人格的利益またはそれに直結する精神的平穏であり、侵害行為の態様としては故意の継続的な侵害であり、社会における排出削減を相殺してカーボン・バジェットを逼迫させ、広範囲で長期的な影響をもたらすこと、大量排出者と市民との立場の互換性は無く、実効的な排出抑制対策が備わっていないし実現可能性をもった計画もないこと、電気をうる代替手段は存在することなどが衡量されるべきである。

通常、受忍限度論は侵害行為の違法性を否定する機能を有する。しかし、空間的・時間的に拡散した権利利益の侵害に対する実効性を持った救済手段を欠く日本法のもとでは、「現代の公害」というべきCO₂の大量排出の違法性の根拠論としてむしろ積極的に展開すべきではないか。

6 原発訴訟における放射性廃棄物に関する命をつなぐ権利論

(1) 命をつなぐ権利とは

死を逃れることのできない私たちは、次世代が人間らしい生活を継続できる状態で「命がつながっていくこと」に対して生きる希望を持ち、それ

²⁹ 淡路剛久「廃棄物処分場をめぐる裁判の動向—人格権としての平穏生活権の進展—」環境と公害 31 卷 2 号 12 頁は「相関較量的判断に従う」とする。

は人間の本質的な幸福につながっている³⁰。他方、地球環境の悪化により、世代間の不均衡が顕在化している中、現世代は自らの処理の限界を超えてリスクとコストを将来世代に押し付け、また、その処理のために不確実で危険な選択を行うべきではないという、将来世代に配慮すべき倫理的責任の重要性も増している³¹。

ところが、現代における原子力発電やその再処理事業は、自分の世代では処理できない高レベルの放射能を含む高レベル放射性廃棄物や使用済燃料を大量に生み出したうえ、1万年から10万年以上という想像も及ばない期間、地下の地層に埋設処分しようとしている。

これらの行為は、将来の世代に超長期にわたり巨大なリスクとコストを残す意味で、原告らの命のつながりへの希望を損ない、将来世代への倫理に著しく反し、原告らの幸福追求権を侵害している。これが「命をつなぐ権利」の概要である。

(2) 命をつなぐ権利と持続可能性

次世代への倫理的責任は、「自らが生み出した放射性廃棄物を現世代の責任として安全に処理すべき」という放射性廃棄物処分場の設置を推進するための政策の根拠ともなっている。

議論の分かれ目は、放射性廃棄物を生み出すシステムの持続可能性に対する評価であろう。本論は、①処理可能能力を超える高レベル放射性廃棄物の産出、②地層処分による不確実なリスクの将来世代への押し付けと選択の奪取による世代間不均衡、③処分地と電力消費地との不均衡という点で、持続可能性を欠いているとする。そして、訴訟を提起している現世代から、現世代に続く現存する若い世代、30年後、100年後、1000年後…といった世代の連なりの中で、現世代が直接の便益のみを先取りしたうえで、将来の世代へとリスクとコストを無責任に押し付ける不合理なシステ

30 Samuel Scheffler "Death and the Afterlife" Oxford University Press, 2013、森村進「未来世代に配慮すべきもう一つの理由」宇佐美誠編『気候正義 地球温暖化に立ち向かう規範理論』（勁草書房、2019年）87頁以下

31 ハンス・ヨナス、加藤尚武監訳『責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み』（東信堂、原著1979年、日本版2010年）

ムの構築と運用が、原告らの人格権の中核にある幸福追求権を侵害している」と主張しているのである。

かかる権利主張に対して、高松高決平成 30 年 11 月 15 日³²は、命をつなぐ権利の主張は、別人格である将来世代の国民の人格権侵害を主張するものであるとして、法的な要保護性、権利性を簡単に否定している。

また、幸福追求権による差止は、当事者の価値観に大きく左右され客観性を欠くとの批判も予想できる。しかし、「命のつながり」という種の存続を願う人類の共通価値を根拠にしており、真つ当な世界の承継を脅かす世代間衡平を著しく欠く行為³³に対してのみ例外的に主張できる権利だと反論することになろう。

7 環境利益の憲法的価値と実定法の憲法適合的解釈

(1) 環境利益の憲法的価値

以上、リスクの深化や不確実性に対する法的救済の隙間を埋めようとする実験的解釈論の環境事件での展開状況を紹介した。当然ながら、環境利益の空間的・時間的拡散が広がるほど、その集積的不利益の潜在的巨大さにもかかわらず、実務および理論の壁は厚くなっていく。環境団体訴訟などの立法が待たれるが、シェル事件一審判決³⁴など伝統的理論を基礎として新たな救済が生み出されていることを忘れてはならない。

厚い壁の前で、本稿冒頭の問いを、「これから何が起こり、その事態は私たちの基本的な権利・義務とどう関わっているのか」と言い換えてみよう。問いの前半をとっても、EU の裁判官と違って日本の担当裁判官が IPCC 第 6 次評価報告書を素通りすることに見られるように、危機の共有化自体、決して容易なことではなく、それは若者一般を含めた日本の国民

32 判時 2393・2394 号 383 頁

33 民事的な意味での「環境配慮義務」に反する行為といえようが、公益に関する環境団体訴訟が制度化されていない中で、私人の誰がなぜその差止を請求できるのが問題となる。

34 オランダ・ハーグ地裁 2021 年 5 月 26 日（シェル事件）ECLI: NL: RBDHA: 2021: 5339. 島村・前掲注 27・53 頁。判決は不文の法に基づく不法行為法上の注意義務を根拠として、シェルグループ全体としての温室効果ガスを 2030 年までに 2019 年比 45%削減することを命じた。

意識の現状の反映ともいえよう。

問いの後半は、気候変動で失われつつあるものを憲法秩序から見ればどう評価されるべきなのに関わる。

日本国憲法は、国際社会での協調を強く打ち出し（前文）、条約及び確立された国際法規の誠実遵守を規定している（98条2項）。また、時間的には、社会の永続を前提としてそこに生まれる国民に対する基本的人権が国家機構を通じて保障されることを唱っている（11条、97条）。①生命・健康・自由等を基本的価値とする人権の至上性と、②それを前提とした国家社会の永続性、さらに③それを保障するための国際的協調という構造を見ることができる。

①に関しては、現存する個人の生活基盤が人為的な温室効果ガスによる気候変動により着実に不安定化し、生命・健康・財産が脅かされていく状態自体、基本的人権の侵害と評価すべきである。まず単なる不快や不安のレベルを超え、いつ誰の上に具体的被害が生じてもおかしくないという現実性を帯びている。しかも、大雨・洪水・熱波等による集団的被害や食料危機による飢餓や難民問題など、社会基盤・生活基盤の破壊のリスクを内包している。気候変動が人権問題であることはすでに国連決議等で繰り返し表明されている³⁵。そうであれば、気候変動の国家による放置は人権侵害であり、それを促進する民間の故意の大量排出行為は「現代の公害」として人権侵害行為となりうると評価すべきなのである。

②については、いつ誰が日本に生まれ来るとしても、人として保障されるべき最低限の人権を保障できる国家機構と法制度を備えるべきことを憲法が想定していることを意味する。つまり、人権保障の時間的射程は「今」に限定されることなく、未来への持続性を前提にしている。そうすると国は人権を永続的に保障できる国家社会を維持するため、公共の福祉を理由として、将来に配慮するために現在の自由を合理的に制限することができるだけでなく、その義務も負っている。つまり国の基本権保護義務は現在の国民の人権保障（それもまた近未来を含むが）を超えてまだ生まれない世代の基本的人権保障としての公的環境配慮義務を含むはずであ

35 2021年7月14日 Human Rights Council 47/24 Human Rights and climate change など多数

る³⁶。

最後に③に関しては、確かに憲法の国際協調主義は、第二次世界大戦後という時代背景を反映して、平和主義に根差したものである。しかし、気候変動や放射能被害は国境を超える人類共通の課題であり、かつ国際紛争と密接に関係している。「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」（前文）は、地球レベルでの環境悪化による災害や紛争からの恐怖と欠乏（飢餓、渇水等）から逃れ、平穏に生活する権利に通じる。憲法の国際的協調主義は、強化されつつある気候危機についての国際合意の国内的効力の解釈に反映されるべきである。

（2）環境配慮義務を軸とする実定法の憲法適合的解釈

仮に上記のような憲法的な位置づけが可能であれば、実定法や条約等についてもより憲法適合的な体系的解釈を指向することになる。

まず大阪高裁等で公益に限定された「CO2 排出に係る被害を受けない利益」については、行政事件訴訟法 9 条 2 項の「当該法令と目的を共通にする関係法令」に憲法 13 条、25 条、パリ協定やグラスゴー気候合意などの条約等、さらには環境基本法 19 条（国の環境配慮義務）を読み込み、気候変動に関してすべての国民を守ることは、その個々の人権を保護する趣旨を含むという解釈に結び付ける。

また、行政裁量の逸脱濫用の判断基準として全く機能していない環境基本法 19 条の国の環境配慮義務の法的規範性³⁷の強化が必要である。同法の環境配慮義務は、憲法の将来世代への配慮義務の実定化であり、同 20 条を受けて環境影響評価法として結実しているから、環境影響評価法における適正環境配慮審査の指導基準となる。

そうだとすれば、石炭火力発電所の環境影響評価書の適正環境配慮審査においては、パリ協定等との整合性の確保が国の「具体的な」環境配慮義

36 黒川哲志「環境法からみた国家の役割と将来世代への責任」公法研究 74 号 163 頁、さらに国家の積極的責任を示唆するものとして、大塚直「法・制度と持続可能な発展—世代間衡平を中心として」大塚直他編『持続可能性と Well-Being 世代を超えた人間・社会・生態系の最適な関係を探る』（日本評論社、2022 年）78 頁

37 北村喜宣「判例にみる環境基本法」上智法学論集 48 巻 1 号 161 頁（2004 年）

務を構成する要素となる。そのとき、パリ協定への整合性を実質的には骨抜きにした「局長級会議とりまとめ」について、憲法が要請する重要な人権保護と国際協調の確保という観点から、目標と果たして整合していると合理的に評価できるのか、排出量の集積的・累積的影響を一切考慮・評価しないことで、果たして環境配慮が「適正」になされたといえるのか、など、より審査密度の高い司法審査が必要になるのではないかと³⁸。

あるいは、原発の放射性廃棄物問題については、少なくとも現在の重要な環境に関する意思決定において、将来世代の環境利益への配慮（彼らに与えるリスクの評価）が十分な情報と適正なプロセスによって担保されているのか、持続可能な制度設計となっているのか、についてより厳しい判断過程審査が導かれるのではないかと。

このような憲法適合的な体系的解釈への指向は、現存世代と将来世代の利益の実体的調整という本質的に政治的な機能を裁判所に負わせようとしているのではない。憲法秩序の中に組み込まれているはずの将来利益への考慮は、短期主義に偏った現実の意思決定過程において蔑ろにされがちである。そのことで深刻な人権侵害や将来世代の人権保障の基盤が失われる危険性があることから、審査過程における考慮要素の不足などの不合理さを指摘して、瑕疵あるプロセスを通じて行われた意思決定を再度行政過程に差し戻してやり直させる、という裁判所の手続統制機能を強化しようとしているのである。

また、憲法適合的解釈は、私法にも及ばなければならない。「CO2 排出に係る被害を受けない利益」の人格権や平穏生活権への発展は、憲法が保障しようとしている人権の価値の私人間での評価と密接に関連している。侵害行為の民事的違法性の判断に、形成されつつある国際的な気候「公序」が影響する。「命をつなぐ権利」論は、社会の持続可能性論の私法への浸透につながる。

38 小賀野晶一「環境配慮義務」同他編『環境法のロジック』（成文堂、2022年）130頁は、事業者が環境影響評価法上実体的に環境配慮義務が課されていると解釈する。筆者の考えは国の環境配慮義務の内容にパリ協定等との整合性が組み込まれ、間接的に事業者のアセスにおける環境配慮を促すという枠組みである。ただし、気候「公序」はCO2の対策なき大量排出の継続を違法と評価するから、民事的にも一定の場面ではその意味での環境配慮義務が課される時代となったと評価すべきである。

こうして環境利益の空間軸・時間軸からの分析は、憲法のもつ国際性と歴史性にたどり着き、そこから反転して憲法適合的な法体系の再構築の構想に及んだ。いまだ4次元空間に広げた大ぶろしきの議論のスケッチに過ぎないが、世界的な実務と理論を包み込み、裁判実務で通用する理論へと畳みこむことができるよう、理論と実務の両面からのご示唆、ご協力を願いたい。

憲法適合的解釈（イメージ図）

